

2012/09/18 制定
2015/04/24 改定
2015/11/02 改定
2019/03/30 改定
2020/03/13 改定

日本臨床薬理学会認定CRC制度による研修会・講習会 承認申請要領

日本臨床薬理学会認定CRC制度による研修会・講習会とは、以下の条件を満たすものをさします。申請される方は、以下の要領に従って申請書類を提出ください。

1. 申請条件

- 1) CRCとしての活動に必要とされる治験・臨床研究に関する知識・技術の習得を目的とした研修会・講習会プログラムであること。
- 2) 研修会・講習会プログラムの企画・運営、講師等に日本臨床薬理学会認定CRCの関わりがあること。
- 3) 受講者を一般に広く公募している研修会・講習会であること。
- 4) 営利を目的としたものでないこと。
- 5) 研修・講習時間の合計が4時間以上であり、受講者が研究会・講習会に参加した記録を証明書として確認できること。

2. 提出書類

- 1) 日本臨床薬理学会認定CRC制度による研修会・講習会の承認申請書（指定の様式）
 - 2) 1)とは別に、申請する研修会・講習会に関し、以下の内容のわかるものを添付してください。
 - ①研修・講習のプログラムとその内容のわかるもの
 - ②CRCの育成に資する事由（募集要項等）
 - ③受講者を一般に広く公募している研修会・講習会であること（募集要項等）
 - ④半日（4時間）以上の研修会・講習会であること（挨拶・休憩時間は除き、プログラム等から判断できない場合は具体的な時間割を添付ください）
 - ⑤開催の資金源、受講者が負担する費用（募集要項等）
 - ⑥日本臨床薬理学会認定CRCの関わりがわかるもの（プログラムや募集要項等に名前を記載するようにしてください）
 - ⑦学会形式の学会／研究会の場合、「受講者が当該学会開催事務局に聴講したプログラムとその聴講時間を申告し、当該学会事務局にてその合計が4時間以上であることを確認のうえ参加証明書を発行する」ことの手順がわかるもの、および受講内容がわかるよう作成された参加証明書見本
- ※ プログラムや募集要項等では不十分な場合は、申請書に詳細を記載してください。

3. 申請受付の期限

- 申請する研修会・講習会によって、以下のいずれかの期限までに申請してください。
- ・ 開催初日の1ヶ月前。（事前登録等が不要の場合）
 - ・ 事前登録等を必要とする場合は、その締め切り日の1ヶ月前。

4. 審査に必要と認めた場合、以下の内容を記載した書類の提出を求めることがありますので、そ

の際にはご協力をお願いいたします。

①企画団体の活動状況を示したもの（臨床試験・治験への関わりに重点を置いたもの）

②企画者・講師の略歴

5. 参加証明書の発行とその報告

- ・ 受講者には参加証明書を発行してください。また、講師にも講演実施証明書を発行してください。（定まった様式はありませんが、あらかじめ受講者氏名の印字が必要です）
- ・ 研修会・講習会の終了後、参加証明書の見本と発行数を事務局までお送りください。

6. その他

- ・ 例年実施するものであっても、その都度申請することが必要です。
- ・ 受講者が負担する費用は有料であってもかまいませんが、営利を目的としたものは認めません。
- ・ Web やテレビ会議システムを利用した同時中継の会場での受講について、講師への質問や演習方法等が同じ条件であり、同じ参加証明書を発行できる場合は、開催場所として追記して申請してください。ただし、録画した映像での受講は認めません。
- ・ 募集要項、ポスター等で「学会の認める研修会・講習会」であることを表記する場合、承認前は「予定」であることを明記してください。

7. 申請書類等の送り先

日本臨床薬理学会

『学会の認めるCRC研修会・講習会』係

〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16 学会センタービル
電話:03-3815-1761 E-Mail : clinphar@jade.dti.ne.jp